

有価証券報告書の適正性に関する確認書

2020年 4月 30日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿

本店所在地 東京都千代田区西神田三丁目2番1号

不動産投資信託証券 日本ロジスティクスファンド投資法人

発行者名

(コード: 8967)

代表者の役職・氏名 執行役員 亀岡 直弘

(署名)

亀岡 直弘

本投資法人の執行役員である亀岡 直弘は、本投資法人の2019年8月1日から2020年1月31日までの第29期計算期間の有価証券報告書の提出時点において、当該有価証券報告書に不実の記載がないものと認識しております。

不実の記載がないものと認識するに至った理由は下記の通りです。

記

1. 本投資法人の仕組み

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）の規定及び本投資法人の規約に従い、三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）に資産の運用に係る業務及び有価証券報告書の作成等、開示に係る業務を委託しております。また、資産保管業務、投資主名簿等に関する事務、計算に関する事務及び会計帳簿の作成に関する事務等を含む一般事務を三井住友信託銀行株式会社（以下「一般事務受託者」といいます。）に委託しております。

本投資法人の会計監査人は、EY 新日本有限責任監査法人です。

2. 有価証券報告書作成・提出のプロセス

有価証券報告書は、一般事務受託者より提出される会計帳簿及び投資口に関する情報並びに資産運用会社の関係各部署より提出される業務情報等に基づいて、資産運用会社の経理部が原案を作成しております。当該原案については、法律に係る記載内容及び税務に係る記載内容について、それぞれ法律事務所及び税理士法人による助言及び確認を受けるとともに、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けて作成しております。なお、作成された有価証券報告書は、資産運用会社の代表取締役社長が承認の上、本投資法人役員会宛て報告後提出されております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 一般事務受託者より、一般事務の処理状況等につき定期的に業務報告書を受領し、必要に応じて本投資法人の役員会で審議を行い、又は調査を実施していること。
- (2) 開示に係る業務を委託している資産運用会社において、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示、適時・適切な情報開示のための業務マニュアル等の社内体制の整備が行われ、かつ実施されていることを確認していること。
- (3) 本投資法人の財務内容について、開示に係る業務を委託している資産運用会社より、一般事務受託者作成の会計帳簿等の関係資料に基づく報告を定期的に受けており、有価証券報告書

の作成体制に問題がないことを確認していること。

- (4) 本投資法人に関する重要な項目について、本投資法人役員会に付議又は報告されていること。
- (5) 本投資法人の会計監査人である EY 新日本有限責任監査法人より、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号、その後の改正を含みます。）第 193 条の 2 第 1 項に規定する監査証明を受領していること。
- (6) 税理士法人令和会計社により、税務に関する事項についての助言及び確認を得ていること。
- (7) アンダーソン・毛利・友常法律事務所より、有価証券報告書の作成に際しての金融商品取引法及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 22 号、その後の改正を含みます。）に対する適正性についての助言及び確認を得ていること。

以上